

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和7年5月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	当該事務は、児童扶養手当法(昭和36年7月2日法律第238号)に基づく児童扶養手当の支給に関する事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童扶養手当証書に関する事務 3 手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 7 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務
③システムの名称	福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

福祉保健システム(児童扶養手当DB)、統合番号連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条 別表 56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条各号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第19条、第22条第1号ワ、第22条第2号ル、第22条第4号ヲ、第22条第6号ル及び第22条第8号ワ、第44条第1号ワ、第91条第3号、第92条第1号ハ及び第2号ハ、第127条第1号ワ、第143条第1号ト、第157条第5号ル、第163条第1号ワ 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条各号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-3610
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自己点検、従事者に対する教育・啓発等のリスク軽減の措置を取っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自己点検、従事者に対する教育・啓発等のリスク軽減の措置を取っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月27日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 37項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第29条各号	番号法第9条 別表 56項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令第29条各号	事後	
令和7年5月27日	I 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】・番号法第19条 別表第二の13項、16 項、26項、30項、47項、64項、65項、87項、106 項及び116項・行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別 表第二の主務省令で定める事務及び情報を定 める命令 第10条の3、第12条第1号ル、第2号 リ、第4号ヌ、第6号リ及び第8号ル、第19条第 1号ル及び2号から6号、第35条第2号、第36条 第1号ロ及び第2号ロ、第44条第1号ル及び2 号から6号、第53条第1号ト、第59条の2の2 【照会】・番号法第19条 別表第二の57項・行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 第31条 各号	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6 年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表17、 20、42、81、89、90、125、141、161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第19 条、第22条第1号ワ、第22条第2号ル、第22条 第4号ヲ、第22条第6号ル及び第22条第8号 ワ、第44条第1号ワ、第91条第3号、第92条第1 号ハ及び第2号ハ、第127条第1号ワ、第143条 第1号ト、第157条第5号ル、第163条第1号ワ 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表81の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条 各号	事後	
令和7年5月27日	II 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	